『渋谷区パートナーシップ証明書取得助成金』交付について

【目的】

渋谷区人権を尊重し差別をなくす社会を推進する条例の第１７条に規定するパートナーシップ証明を受けた両当事者に対し、パートナーシップ証明取得に必要な公正証書作成に要した経費の一部を助成することにより、パートナーシップ証明の取得負荷を低減し、多様な個人を尊重し合う社会の実現を図ることを目的とします。

【対象者】　：令和2年11月1日以降にパートナーシップ証明書を取得した方

【助成金額】：標準（任意後見契約公正証書／合意契約公正証書）…50,000円

特例（合意契約公正証書）…13,000円

【必要書類】：①証明書交付時に渡される申請書兼請求書

②公証役場の発行する領収書（コピー可）

【申請期間】：パートナーシップ証明書の証明日から60日以内
（証明日は申請日から約1週間後）

【申請方法】：必要書類を郵送

【振込先】　：両当事者のどちらか一方の本人名義口座

【助成金交付までの流れ】

公証役場	区役所３階 住民戸籍課窓口	アイリス宛郵送	審査
公正証書作成 →	**証明書申請・交付** →	**助成金申請書送付** →	**助成金交付**
公証役場で公正証書を作成し、領収書を受取る	証明書受領時に助成金の申請書兼請求書を受取る	証明書の証明日から60日以内に郵送にて申請する（消印有効）	審査・交付決定後、申請時に指定した口座に振込まれる

次の場合は助成を受けられませんので、ご注意ください。

① 渋谷区特別区税に滞納がある方及び、納税照会に同意できない方
② 対象期間以前にパートナーシップ証明書を取得された方
③ 同一の両当事者について1回限り助成が受けられます。また、特例でパートナーシップ証明書を取得された方が、後に任意後見契約公正証書を作成しても、その分については対象となりません。
④ 予算の範囲内で実施します。年度予算を超えた場合は助成できません。

【公正証書作成に関する専門相談】

パートナーシップ証明書取得に必要な公正証書の作成に関すること、パートナーとのライフプランニングなどについて、オンラインでご相談いただけます。予約制。

アイリス法律相談

毎月第2,4火曜日　午後1時～4時

予約電話：03-3464-3395

（受付：毎月初 開館日の午前9時～）

詳細は渋谷区ホームページをご覧ください。

https://www.city.shibuya.tokyo.jp/shisetsu/bunka/oowada/iris.html

【郵送先】
〒150-0031
渋谷区桜丘町23-21　渋谷区文化総合センター大和田8階
渋谷インクルーシブシティセンター <アイリス>

【問合せ】電話：03-3464-3395　FAX：03-3464-3398